

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

### 1 日時

平成29年10月25日（水）午後2時00分～午後3時43分

### 2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

### 3 参加者

裁判員経験者5人

司会者 松 藤 和 博（福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部部総括判事）

裁判官 向 井 亜紀子（福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部判事）

裁判官 原 健 太（福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部判事補）

検察官 北 村 隆（福岡地方検察庁小倉支部検事）

弁護士 祖父江 弘 美（福岡県弁護士会北九州部会所属）

### 4 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を着席順に「1番」と表記する。

○司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を開催します。私は司会を担当させていただきます福岡地方裁判所小倉支部第1刑事部の裁判官の松藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、法曹三者からも出席させていただいております。私から簡単に紹介させていただきます。

裁判所からは、第1刑事部の向井裁判官と原裁判官、検察庁からは北村検察官、弁護士会からは祖父江弁護士に出席していただいております。

最初に本日の会議の目的を説明しますと、まず一つ目が、これから先、裁判員に選ばれる方や裁判員の候補者になられる方に対して、経験者の方から裁判員裁判とは実際こういうふうな感じだったよというところを率直に語っていただき、今後経験される方に参考にしていただくことです。

二つ目が、皆さんの御経験をいろいろと伺うことで、私ども法律に携わる側も、裁判員裁判をこれから先、更に良いものにするため、新しく工夫するところがあるか、改善するところがあるかということをご一緒に共有させていただければと思っております。皆さん活発に発言をお寄せいただければと思います。

まず、本日は5人の裁判員経験者の方にお集まりいただきました（なお、4番は欠席）けれども、皆様方からお一人ずつどのような裁判を経験されたのか、その中でどのようなことにお感じになったのかということ、最初に簡単に御紹介いただければと思っております。

1番の方から御発言をお願いできますでしょうか。

○1番

私が参加させていただいた事件は3日間程度で終わりました。加害者や被害者など、人生に関わることなので、私情が入らないように適切な言動というのを意識し

ていたんですが、そういうのがすごく難しいなと思いました。自分の言動の責任の重さっていうんですか、今でもそれを思い出して、あれで良かったんだろうかと考えることはあります。

○司会者

評議の中でいろいろ御発言いただく時に、御自身の言葉に重い意味があるんだということをお感じになったということですかね。ありがとうございました。では、次は2番の方をお願いいたします。

○2番

今風な事件で、私自身考え考えしながら、とてもしんどい思いをしましたが、今、私達ができることが何かあるのではないかという、自分達大人に対する課題というものをすごく見せつけられた事件でした。

○司会者

ありがとうございました。では、次は3番の方をお願いいたします。

○3番

私が担当させていただいた事件は、強盗と傷害等の事件でした。被告人や関係者など登場人物も多かったんですが、そのためか、審理期間の長い裁判員裁判ですというようなお話でした。被告人側は、強盗について店側はそれを了承していたという主張を繰り返したんですが、被害者の店側としては、そんなことはないですよというような主張でした。事件も、防犯カメラ等で映像は残っておりましたので、そういう強盗行為があったということには争いはなかったんですが、強盗について店側が了承していたものだったのかどうかということに主眼をおいて審理が進んでいきました。。審理が長い期間と言えは長い期間だったとは思いますが、裁判所の裁判員に向けるケアというか、対応が非常に親切でした。私自身は特段負担に感じることはなかったです。

○司会者

ありがとうございます。3番の方が担当されたのは、店に被告人達が押し入った

という強盗の事件が何件かあって、被告人達は被害者である店側もそれは了解済みだったんだというようなことを主張していたということのようですね。それで、裁判所に実際おいでいただいたの裁判と評議で、相当期間、本当に御苦勞いただいたのかなというふうに思います。後ほどまた、そういう長い時間をかけた裁判ということで、いろいろ御苦勞された点などは伺わせていただきたいと思います。では、次は5番の方をお願いいたします。

○5番

私が携わらせていただいた裁判は罪そのものを裁くというよりも量刑を考えると、いうところが主眼となっていましたので、私としては、少し気が楽だったような気はします。ただ、裁判員裁判に参加すること自体が非常に私の中では苦悶になっていました。というのは、裁判に携わられる方ってというのは、やはり人格者でないといけないというような思いが自分の中にありましたので、自分自身、余り自信がなかったですし、参加する前は、事件の内容は分かりませんでしたので、とにかく気が重いというのがありまして、ただ、もし選ばれたら、本当に誠心誠意をもって臨もうという覚悟はしていました。その中で、私の担当してくださった裁判長が、疑わしきは被告人の利益にという言葉を言われ、別の裁判官の方が法服の色の意味を教えてくださいましたので、その点で、これは法治国家だなあと、すごくほっとしたというか、安心して裁判に挑むことができました。

○司会者

ありがとうございました。では、6番の方をお願いいたします。

○6番

私が担当させていただいたのは、登場人物が複数いて、被害者と加害者っていうのは、直接つながりもないのに、お金の貸し借りをしたことでトラブルになり報復をしようとしたという内容の元暴力団員の方の事件でした。

私達裁判員は全ての話の内容を理解するのに時間がかかりましたが、理解をしてからは、冷静に考えると、量刑はこうなのかなという感じで話をしていったと思

ます。

#### ○司会者

6番の方が担当されたのは、登場人物がたくさんいる強盗の事件ということで起訴されて、法律家から見てもなかなか難しい話が出てきているのかなというふうに思われました。特に、この裁判の登場人物のことを考えて、若干心配されたこともおありのようですので、後で伺えればと思っております。

それでは、ひととおりお話を伺ったところで、次に、裁判員に関わられる時期を区切って段階ごとに、いろいろお話を伺っていただければと思っております。

最初は、裁判員の候補者名簿に選ばれたということで、最高裁判所からいろいろ説明のパンフレットが一式入った分厚い封書が届いたと思います。それからしばらくして、実際に小倉の裁判所から、裁判員候補者に選ばれたので裁判所においでくださいという御案内を差し上げたと思いますが、その間、どんな感じで過ごされたのか、実際に裁判員に抽選された選任手続の日に裁判所に来られてどうだったのか、あの点はもう少しこうしてもらいたいとか、いろいろ御要望などありましたら伺えればと思っております。よろしければ、5番の方、選ばれて気が重かったというお話をされていましたが、その間にいろいろお感じになったこととかございますでしょうか。

#### ○5番

人を裁くということが私の職業とは全然違うというか、基本的に私は裁くという観点が全くありませんでした。だから、最高裁判所から通知が来た時に、人を裁かなくてはいけないのかということについて気が重くて、自分自身が転勤の前後で忙しかったため、これはまずいなと思いました。ただ、最高裁からの通知がきて、すぐ、小倉の裁判所の裁判員係の方に相談したら、ちゃんとそれを受けとめていただいたので、ありがたかったです。通知が来てから1年ぐらい経って、去年の11月ぐらいになり、もう裁判所から通知は来ないのかなと思っていたんですけど、通知が突然ポストに入っていて、あれと思って封を開けると裁判員の選任手続期日

のお知らせが来ていて、最初は困ったなどどうしようかなと思っていたんですけど、10日か、2週間もしないで、また別の1通が来まして、結局、複数の裁判員の選任手続期日の通知が来たので、もう覚悟を決めようかと思いました。とにかく誠心誠意でやろうと、そこまではすごく気が重かったんですけど、いったん覚悟を決めてからは、とにかく自分にできることを基本どおり今まで携わったことを糧にして、そういう視点でもって参加してみようというふうに考えました。

○司会者

5番の方は、最高裁判所から、候補者に選ばれましたという通知が一昨年11月ぐらいに来て1年ぐらい、小倉の裁判所のほうからは実際の案内はなくて、いよいよ任期切れかなという時に、立て続けに裁判のお知らせが来たということですね。その時期は、裁判員裁判が連日行われているような状況でして、この事件においてください、あの事件もおいでくださいというようなことで、選任期日を御案内したということです。ちょうどその時期が、転勤前の時期と重なって、お忙しかったということですね。

○5番

はい。だから、前の職場でも新しい職場でも管理職に相談して、管理職から職場でみんなに公表しましょうとか言われたんですが、そういうことはやめてくださいと言いました。ただ、とにかく、裁判が終わってからも、裁判中もそうであるように、裁判官の方々は人格者だと思うんですが、自分にはその自信がないということ、やはり裁判自体が短い期間でしたので、その中で、本当に一点の曇りもなく正しい判断ができるのかどうか、真実を見極められるのかということについての疑問が残りました。その点は、裁判が終わった後も、先ほど1番さんが今でも考えとおっしゃいましたが、私も多分そう考えています。今でも本当に向き合えたのかどうかについての自信がありません。

○司会者

本当に自分の御意見として、そう思われたということですね。

○5番

はい。誠心誠意で真摯に取り組んだということは、間違いありませんが、ただ、それは検察官の方と弁護人の方の資料を基にして、本当に真実が見極められるかというの、3日間ぐらいしかなかった中、そこは非常に難しいなという感想です。裁判では被告人の方に質問をさせていただいたんですが、それは人物というものを測りたかったというところも実はあって、自分の携わったことに対しては、誠心誠意でということしかありませんでした。できるところを精一杯やろうという、そんな思いでした。

○司会者

裁判の場合は、被告人が犯した罪にふさわしい罰を考えましょうという形でお話し合いを進めていくのが一般的だと思います。そのことと5番の方の職業柄と違いますか、少し肌合いが違ったところがあるんですかね。

○5番

私も少し考えたのが、要するに判決によって被告人の更生が始まるというように考えるようにしました。だからそういう意味で、自分も自分なりの公正な判断をしないといけないなと考えました。

○司会者

先ほど、裁判員係のほうに御連絡をされたというようなお話をされていましたが、それはどの時期でしたか。

○5番

それは最初に通知が来た時に、自分の仕事で覚えなくてはならないことがたくさんあった中で、全く余裕がなかった時期です。

○司会者

最初に最高裁判所から資料を一式受け取られた段階で、小倉の裁判所に御一報いただいて、それからの先の流れをお伝えしたということですね。

○5番

はい。事情をお話して、後で転勤が決まった時期にまた説明いただきました。

○司会者

それによって、一応当面の不安は解消したということになりましょうか。

○5番

はい。

○司会者

その間にこんな気持ちだったという点について、他の方はいかがですか。

○2番

私は何年か前に裁判員の候補になりましたよという通知が一度来たんですね。裁判員制度は他人事のような感じでいたのが、お友達のところの御主人に来たというのは聞いていて、何か分厚いものが来たというイメージしかなかったの、それがまさか自分のところに来るなんて思いもしませんでした。実際に見て、こういうものが来るんだと思い、パラパラとめくっていろいろ書いてあるのを見て、「へえっ」と思って、それを後生大事にですね、いつでも見ることができる場所に置いていました。そうしていましたら、もう年は越して何もなかったから、「ああ、こんなもんだったんだ」と、ドキドキした分だけ何か損したような感じがしていました。二、三年後にまた来たという感じで、見覚えのあるものが来たんですね。だからもうほったらかして、当たることなんか考えもしなかったら、次に、小倉の裁判所から、今度は形の違ったものが来て、「またこんなの来て」とうるさく感じて、しばらく見てなかったんですね。ところが、ふと気がついて、開けてみたら中身が入っていて。

○司会者

中身というのは、いつぐらいにおいでくださいという通知ですね。

○2番

そうです。今度はいついつ来てくださいという呼出状みたいなものが来て、心臓に悪い感じでしたが、どこか未経験のことができるということで、ちゃんと向き合わ

ないといけないかなと思ひまして、そこで覚悟をもって行きました。そこからは裁判に関するものに対して見方が変わってきました。外では話さないけれど、家族と話す時に、裁判をみる目が変わってきて、だんだん意識していきました。

だから、それからというもの、自分が裁判員を経験した後、若い方とのお付き合いが多いので、その方達に対して、裁判所から裁判員の通知が来た時、不安だったけど私は経験してみても見方が変わってきた、やはり大事なきっかけなのかもしれないから、通知が来た時はちゃんと書類は目を通したほうがいい、若い方はお休みして行ったりしないといけないからお仕事とか大変かもしれないけど、でも貴重な経験だと思うというお話ができるようになりました。

○司会者

ありがとうございました。

大分わくわくしてお待ちいただいていたというように理解したいと思います。

○2番

そういう分野のことについて一度勉強したことがあるもので、関心はすごく持っていたものですから。

○司会者

裁判所から、裁判員の関係でいろいろな種類の通知をお送りすると思いますが、面倒がらずにまずは開けていただいて、その後、心配事があれば裁判所へ御相談いただくということをお願いしたいと思います。

いよいよ、裁判員に選ばれて、裁判に参加するという段階に入ってからのところをお尋ねしたいと思います。皆さん、おそらく、裁判の裁く側に携わられたのは今回が初めてだと思いますけれども、初めての御経験で、大分緊張して法廷に入られたのではないかなという感じはいたしております。そのあたり、どんなお気持ちだったか、お聞かせ願えればと思います。

○1番

3日間の出来事でしたが、その間に私の中では、人が人を裁くということに対し

て、すごく普段から思いはあって、裁判するとなると、加害者にしろ、被害者にしろ、罪を犯したその背景がすごく気になるんですよね。先ほど冒頭で言いましたが、自分が発言するということについて、すごく言動の大きさを感じて、適切に言えたかどうかというのが、参加している時も、それから家に帰ってからも胸にひっかかっている、今なお自分がきちんと適切だったかどうかと思います。

私は、被害者の傷や心の傷もそうですけど、加害者の更生もすごく大事なことでないかと思っています。だから、裁判の後、罪を犯した側も、それから被害を受けた方の心の傷も、しっかりケアされて、両者が立ち直れる最善を尽くせていたのかなと、本当にそこまで考える必要はないのですが、ついついそこに思いを寄せることがあってですね。だけど、この経験というのはすごく貴重で、自分にとって良かったとは思っています。だから、裁判での自分が発言するということについての言動の大きさを、本当に何度も言いますけれども、それをひしひしと感じさせられました。その時その時で本当にできる限りのことはしたつもりでいます。

○司会者

法廷に入られる時は、やはり大分緊張されましたか。

○1番

していましたね。

○司会者

通常ですね、最初、法廷に入られて、皆さんの前で起訴状を検察官に読んでもらったり、それについて、被告人の応答を聞いたりというような手続がありますが、あの場面のことについては、覚えていらっしゃるでしょうか。

○1番

覚えています。ただ、法廷ですごく思ったのは、声がどうしても小さくなるじゃないですか。

○司会者

被告人の声が小さかったということですか。

○1番

検察官の方も弁護士の方の声もですね、何か部分的に聞き取りにくいところがあったんですよ。「あ、ここ、しっかり聞きたいのに。」と思うようなところで、聞き取れない部分や聞き取りにくいところがありました。

○司会者

法廷でいろいろ書類を読み上げられたりする場面とか、証人等にいろいろ質問したりする場面とかもあると思うんですが、そういうところでも声が小さかったなどということですか。

○1番

ところどころ聞き取りにくいところがありまして、特に被告人は声がボソボソとなっていて、そういうところで聞き取りにくいのがあったので、それをしっかり聞き取りたいなと思うところがありました。

○司会者

そういうところは、裁判所から、もうちょっと大きい声で話してくださいとか、もうちょっとゆっくり話してくださいとかお願いしています。

○1番

裁判長が頻繁にそれを言っていました。あとは、裁判官の方々はよく聴き取れていてさすがだなと思いました。

○司会者

3番の方は特に証拠の多さというか、本当に長い日数、裁判に立ち会っていただいたかと思いますが、初日は大分緊張されましたか。

○3番

そうですね、やはり初めての経験なので、緊張するなというのが無理なのかなというふうには思います。

○司会者

結構、私の経験でも最初30分ぐらい法廷に入ってやりとり聞いていただいて、

それから、いったん休憩して、控室に移動することがありますが、後々、裁判員の方からお話を伺うと、なかなか最初は緊張して法廷でのやりとりが十分に理解できなかったのではないかというような感想を持たれる方が多いんですが、その点はいかがだったでしょうか。

○3番

私の場合は、期間が長かったという点があって、関係者がそれぞれ違うことを言われて混乱する部分もあったんですが、その分、長く裁判の時間を組んでいただいたので、主張を整理する時間はあったというのがありますね。

○司会者

何日もかけて証拠調べが行われて、いろいろなやりとりとといいますか、意見を聞かれているうちに、だんだんと自分の中で整理されていったということですか。

○3番

そうですね。もし、期間が短くて、例えば平均して3日から5日で判決があるということなんですが、期間がそれぐらいだったら、私も大丈夫かなというような不安な気持ちを抱えたまま、判決に至ってしまったかもしれないというのは思います。

○司会者

実際に証拠調べに入ってから、いろいろと証拠の書類を読み上げられる場面とか、証人の話を聞く場面とか、そのやりとりというのは、ひとつひとつは十分理解できたというふうに伺ってよろしいでしょうか。

○3番

そうですね。

○司会者

その点で、もう少しここ、こうやってほしかったというようなことなどはありますか。

○3番

法廷に入る前に、裁判官が、質問をしてみたい方は、今この場で教えていただけ

れば何番の方というふうにお話を振っていただけるということでしたし、その時間でこういう質問をしてみたいなという考える時間も十分にありましたので、その点については不安はありませんでした。

○司会者

実際に法廷で質問はされましたか。

○3番

はい、させていただきました。

○司会者

6番の方はいかがですか。法廷でのいろいろな審理を御覧いただいて、入りにくかった所とか、もうちょっとこの辺をとかいうことはありませんでしたか。

○6番

裁判員の選任手続期日に、選任まで時間があるため法廷見学があったんですが、その時、法廷で、ここに座ってこういう感じですよという説明を受けていたので、法廷に入ってから全然大丈夫、私はどきどきしなかったです。法廷の中の常識というか、自分の知らない世界が見られたというのが楽しかったです。実際に、自分が裁判員に選ばれてどきどきはしていたのですが、私も2番の方と一緒に、通知後はしばらくは封筒のことを忘れていました。選任手続期日の通知が来た時点で、「あ、行けるな、じゃあ、行こうかな。」という感じで裁判所に行ってみて、そんなに怖いとか、堅苦しいっていうイメージは、私の中ではなかったです。

ただ、裁判所の前のバス停で声掛け事件があった直後だったので、周りからはやめなさいというのはありました。でも、何かあっても大丈夫だろうというのではないですが、警備態勢がとられていて、裁判所の方に帰りも案内していただいたので、怖いということは、私にはなかったです。

○司会者

最初にお話いただいたのは、裁判員候補者として裁判所においでになって、裁判員選任手続期日の抽選の日に、抽選の準備が整うまでの合間の時間に法廷見学をし

ていただいたり、あるいは、実際に裁判員になられた後で法廷に入っていたいて、法廷のつくり等いろいろな説明をしますが、その時のことをおっしゃっていて、大分勝手が分かったということですね。

○6番

実際、裁判に入った時は、評議室から法廷へ行ったり来たりがきつくて、階段の上り下りや、狭い廊下を歩いていくっていうのが、年配の方や足の悪い方だったりすると苦痛なのではと思い、改善する余地があるのではないかと、ちょっとどうにかできないかなというのと思いました。

○司会者

法廷内の説明を聞いて、ある程度安心はしていただけたということですね。それから、1年ほど前に小倉で裁判員の方に声をかけてきたという事件があって、その影響がある時期でして、裁判員に選ばれたことについて、周りの方は心配されたということですね。裁判所においても、裁判員の方の安全確保をということで、大分配慮はさせていただいたかと思います。

○6番

すごく気を遣っていただきました。エレベーターに乗るのも、今です、どうぞという感じで、そのことが一番感心しました。

○司会者

それで、大分、御安心いただけたということでしょうか。

○6番

そうですね、はい。

○司会者

それともここまでやらなければいけないぐらい、危険なのかなと思われたりされましたか。

○6番

いえ、もし何かあったら、警察が来るかなという感じだったんで。ここまでして

いただけるんだという、逆に申しわけなさがありました。売店に寄って、トイレに行けば裁判員だというのが分からないじゃないかなと思ったんですけど、すごくいろんなところに職員の方が立っていたので。

○司会者

裁判所側も気を遣っていたと言えますけれども、それが、逆に御負担になられたりとかそういうことはなかったですか。

○6番

そんなことはありませんでした。ただ、傍聴や判決の日には、関係者と思われる方が何となく法廷にいらっしやっているのが分かっていたので、自分ではマスクやメガネを用意はしていました。

○司会者

事件の関係者には、そういうふうに見受けられる、見た目そういう人達がいたので、そういう人たちが傍聴なり判決に来たことが伺えたということですか。

○6番

来ているんだろうなというのは思っていました。

○司会者

それが、非常に不安に感じられたというところはないですか。

○6番

それはなかったです。

ただ、元暴力団関係者の話だというのは、裁判員に選ばれた後になって初めて聞いたので、正直言って、一番最初から、実は元暴力団関係者の話だということを、教えてもらったほうが良かったです。

○司会者

候補者として裁判所においでいただいた時に、裁判所のほうから、ある程度、事件の中身を御説明いたします。裁判員になっていただいて、差しさわりのないかどうかという点も含めて。その段階で、今回の事件の関係者というのは、こういう方

がいますと、元ではあるんですけども、暴力団関係の方ですというのが一言あれば、もうちょっと心の準備ができたということですかね。

○6番

裁判員に選任された後からそのことを聞いて、「えっ」と思いました。

○司会者

大いに参考にさせていただきます。

なかなか話が尽きませんが、法廷での裁判のやり方については、検察官と弁護人から、お尋ねになりたいことがあるかと思えます。

○北村検察官

先ほどの1番の方から、検事の声が小さかった、ちょっと聞き取りにくかったというお話を伺いました。もしかしたら、他の皆さんも同様の御意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれないので、その点は、今後、本当に十分に聞き取りやすい声の大きさとスピードということを意識して、やっていきたいと思えます。

それから、検察官も弁護人も同様なんですけど、最初は、冒頭陳述と言いまして、要するにこういう事件ですよという事件の概要についてメモを配布して説明をさせていただいています。それから、最終段階で検察官は論告と言いまして、検察官はこの事件について、こういうふうに見ていますよと、こういう証拠からこういう見方をしていますよというメモを配布して、皆さんへ説明させていただいています。そのようなメモを御覧になっていただいたと思うんですが、そのことについてですね、これでは分かりにくいとか、量が多いとか、率直な御意見をいただいて参考にさせていただきたいと思えます。

○6番

難しい言葉が多かったかなとは思えます。言葉について、私達にとって理解できないというか、聞きなれない言葉について、検察官の方がこれはこういうことですよという注釈が多かったかなと思えました。もっと簡潔に分かりやすいようにして欲しかったです。

○司会者

実はそのメモに書いてある言葉の注釈が多かったということですか。

○6番

はい、そうです。

○司会者

難しい言葉は使われているけど、注釈というか説明はあるんですね。

○6番

ただ、説明が多くて。

○司会者

難しい言葉を使い、立ちどまって説明をすると、その立ちどまりがたくさんあるので、なかなか話が先に進まない。それなら、最初から易しい言葉を使って、説明して欲しいという御要望ですかね。

○6番

そちらのほうがいいのかなと思いました。

○2番

略取と強奪とかそういうものでしたけど、論告を聞いていて、こういうふうに表示すれば分かりやすいんだというのをすごく得心しながら聞かせていただきました。説明を聞いているうちに、最後まで裁判に出席して思ったことは、裁判というものが何であるかということを知ることができたかなと思いました。実は裁判というのは何か犯した罪に対して、いろいろ量って、刑を決めるみたいなそういう流れとしか思ってなかったのですが、一つの罪について裁かれるのであって、その枝葉にあることに関しては、判決が出るまで一切関係ない、すばっと切り取ったものであることをすごく感じました。それを勉強させていただきました。その先にいろんなものが派生していて、被告人が、加害者であり被害者でもありうるということがすごくよく分かりました。私は子供達とかに携わることが多いんですが、いろんなことが起りますよね、事件とか、そういうことに関して、その子たちへのいろん

なものに対しての見方も変わってきたし、対処の仕方も私自身が今変わることができた、そういう貴重な体験だったと思っています。

○司会者

2番の方が経験された裁判だと、法廷でいろいろなお話が出てきて、たくさんの情報が入ってくるけれども、検察官の最後の論告でもって、どの事実が大切で、どれがそうではないというのは、きちっと説明がされていたということですか。

○2番

そうですね、整理がきちっとされているので、物事はこういう論理立てをすれば飲み込める、飲み込みやすく、理解できるということなのかなと思いました。

○司会者

他に何か御感想ございますか。

検察官、では、他のお尋ねは。

○北村検察官

もう1点よろしいでしょうか。

今回、皆さんが担当された裁判では被害者がお亡くなりになったという事件はなかったと思うんですが、一方で被害者が傷害という結果を負ったという事件は裁判をしていただいたと思うんですね。

従来から、被害者が亡くなった事件については、被害者のいわゆる御遺体、死体の写真を御覧になっていただきたいと検察官としては考えています。これはなぜかということ、検察官は立証責任ということから、事実を的確に判断するための立証をしようとして、そういうふうにさせていただきたいという、そういう考えからなんです。

また、被害者がけがをした事件も同様で、例えば6番の方の事件は被害者が重傷だったと思うのですが、実際に写真を見ていただきたいというふうに思っています。でも、一方で、ありのまま見ていただくことについては、刺激性が強く、検察官としても、躊躇を覚えるような凄惨な写真等も中にはあると思っています。それにつ

いては、できうる限り加工や修正等を加えながら見ていただきたいなというふうに思っているのが検察官の立場なんです。そういった写真を見ていただくというのは、被害者御本人においても、そういうけがの状況について裁判する人に見てもらいたいという希望があると思うのですが、その点について、そういった写真を見ることについての御意見をお聞かせいただきたいです。

○6番

写真を見ることについて、その時の配慮もすごくされてきました。私は別に怖くはないので、どのような被害なんだろうかという感じで写真を見させていただいたんですけれども、裁判員達はもっとすごい写真が出てくるんじゃないか、例えば突き刺したような写真とかではと思っていたと思うし、私も思っていました。でも、これが傷ですという説明と写真でした。例えば骨が出ているとか、すごく流血しているとか、別にそういう写真であっても、ありのままを見てもらいたいという被害者の方の気持ちというのは私も分かるので、好きで見るのではなく、見るべきではないかとは思っています。ただ、出血に対して、免疫のない方や怖いという方からすると、最初からみんな見せないようにという配慮はものすごく必要なのではないかと、男性、女性にかかわらずですね。裁判所の方は、こういう感じの写真が入っていますけどという配慮をされていました。

○司会者

その写真までは見なくても、裁判はできるだろうということで、取り調べませんという形で最初から決めて裁判を進めることもありますけれども、実際御覧になったほうが裁判はやりやすかったのか、どうなのか、そこのあたりはいかがでしょうか。

○6番

被害者の方が何を訴えているかという、要は傷を見せて、「事実はこちらだ。こういうことをされているんだ。」ということが多分、訴えていることがまず第一で、

けがをさせられたという被害があつて、証拠写真を差し出している時は、それは出していいのではないかと。多分、「絶対見てもらいたい。」という気持ちが強いのではないかと思いました。

○司会者

6番の方は、被害者としては、そういう被害を受けたことを見て欲しいのではないかと思われたんですね。

○6番

私は、被害者は被害を受けた部分を見てもらいたかったんだなというふうに感じました。

○司会者

他の方でそういう、傷の写真を御覧になったりとか、覚えておられませんか。

○5番

私のところは、「もう一度写真を見ますか。」って話もあつたんですけど、全員一致で見なかつたです。見なくても分かるというそういう意見が出ました。それに関しては、本当に私は問題なかつたと思っています。

ただ、先ほど、検察官の方が、被害者が希望されているということと言われたので、それはちょっと違うかなという気がします。もし被害者が見てくださいと希望されているのだったら、それを裁判員の方にも、そういう意向があるというのを伝えてもらったら、多分見たと思います。私達は、そうではなく、見ることでこういうふうに精神的負担もあるでしょうからどうされますかと聞かれたのですが、その中で被害者が希望されているという文言はなかつたので、被害者の気持ちを酌み取るとかそういうことができませんでした。でもし、本当に希望されているということであれば、それは私としては、伝えていただくほうが被害者の心情を量ることができるかなというふうには思います。

○司会者

6番の方のケースでも、被害者が希望していますというお話があつたわけではな

いんでしょうか。

○原裁判官

6番の方の事件で、特にそういう話はしなかったと思います。

○司会者

では、6番の方は、逆に、見せられるというのは、被害者の人がそれを希望しているんだろうなと、裁判員の方が受けとめられたということですかね。

○6番

はい。

○司会者

裁判員の方にとっては、そういう写真が法廷に出てくるということは、被害者の意向といたしますか、気持ちがそこに反映されているんだというふうな受けとめ方をされるかもしれないということによろしいですか。

○6番

女性と男性とで違うと思うんです。もし女性の立場としてだったら、そういう部分は出したくない、証拠写真としてとられてあったとしても、出して見てもらいたくない。ただ、男性だったら、こんなけがさせられた、例えば殴られた傷だったら見てもらってもいいのかもと思います。男性と女性で比べるわけではないですが、私だったら絶対見てもらいたくないです。

○司会者

この写真は、被害者が、皆さんに見てもらいたがっているんですとか、いや、見てもらいたがっているわけではないんですとか、そういう説明があるわけではないですよ。

○6番

そうですね。

○司会者

ただ、この被害者がどういう立場の方か、どういう立場の方がけがをされたもの

なのかというのを、裁判員の方が御覧になって、それを通して被害者の方の気持ちがある程度推測されるという働きをしているんだということになるんですか。

○6番

はい。

○司会者

非常に参考になりました。ありがとうございました。

他の方、何かその点で、御経験でも、御意見でも頂戴したいと思います。

一つだけ伺いたいののですが、法廷でそういう写真を取り調べる予定があるということで、裁判員に選ばれた場合には法廷でそういう写真を御覧いただくということになりますよ、見せられる予定がありますよということを、裁判員に選ばれる前にあらかじめお伝えしておいたほうがよろしいものでしょうか、どうでしょうか。

○6番

何か紙に書いてあったような気がします。

○原裁判官

事件によって異なっていて、そういう証拠を調べる場合には、口頭でお伝えすることもあります。

○司会者

6番の方は、初め、裁判員に選ばれる段階で、そういうものが法廷に出てきますという予告があったということですか。

○6番

予告というよりも、多分あるだろうという、写真が証拠として出てくるのではないかなとは思っていました。

○司会者

御自分で予測されていたということですね。裁判所のほうからお伝えしていたわけではないですね。2番の方はいかがですか。

○2番

そういった場合にはその状況に応じた写真が提供されるという、それを見ないといけないということは、刷り込まれていました。私の事件はもう時間が経っているから、こういう場所に連れていかれて、こういう形でという現場の写真はありました。

○司会者

弁護士のほうから、何かお尋ねとか。

○祖父江弁護士

先ほど、聞き取りにくい部分があるという御指摘を受けました。弁護士としては、経験者が少ないこともあって、一般的には検察官より分かりにくいと言われることが非常に多くあります。法廷内の発言も、やはり声が小さかったりであるとか、早口だったりとかいうことが結果的には多いのではないかというふうに危惧しております。その辺の話し方や立証の仕方、検察官と比べて、弁護人の立ち居振る舞いやしゃべり方であるとか、それについて何か、御意見がございましたら、お聞かせいただけませんかでしょうか。

○2番

すごくそれは感じたんですけどね、弁護人には失礼だけど、経験が浅い方なのかなと思って、声も、ただもう本当に何ていうんですか、棒読みのような、感情入れなさいとかそういうものではなく、ただ話されているのが、ぼそぼそって感じで聞こえて、弁護人ってこういうものなのというふうに感じ、この人は何を弁護してるっていうのかという感じでした。ただ、書かれていることを読んでいただけとか、こういうものなのかなという感じでした。その時に思ったのは、いわゆる国選とか私選の違いなのかなとか、そういうことを後々考え、感じました。聞いている時も思いましたし、後からも。知り合いの弁護士さんに、私すごく、こういうふうなことを感じたんだけど、というお話をしたことはあります。

○祖父江弁護士

配布した資料の中身については、いかがでしたでしょうか。

○2番

それも総合しての感じなんです。未だに、もし、身の回りにそういうことが起きた時に、やはり弁護士さんを選ぶということはとても大事なんだなということを、その時に感じ、思い知ったではないけど、勉強させていただきました。

○祖父江弁護士

甘んじてお受けいたします。

○司会者

他の方、何か。

○5番

私も思い出したんですけど、私の時は検察官は若かったんですね。弁護人は2人いて、弁護人の1人はベテランさんで、もう1人は若い方で、だから即戦力なんだろうなと、実は思っていました。だから、どういうふうなやり取りがあるのかなと思った時に、単純に検察官が用意されている資料の方が、簡単でカラーで要所は赤で書いていて、すごく見やすいんですよ。それに加えて、戦略練っているというか、さらにその犯罪そのものより、そこに至るまでの背景とか、過去の処分とか、そんなものまできちっと書いて、罪そのものには関係ないんですけど、家庭環境とかそういうところまで練り上げてきて、だから、検察官の方が感情に訴えている。それって実は、私は、すごく危ないなと思ったんです。要するに、もしこれが裁判員向けの戦略として立てているんだったら、非常に危ないと思いました。裁判官はその所は関係なしに、その罪のところだけ見るんでしょけど。逆に言うと、弁護人の方に、ひとつ頑張っていただかないといけないんじゃないかなと感じました。資料の点で、文書だけが弁護人から出てきていたら及ばないと思います。先ほど、難しい専門用語が出てくるという話があったじゃないですか。それは多分、私たちも絶対分からないんで、かみ砕いて伝えるんですけど、そういうところの差というか何ていうんでしょうか、裁判員裁判に対する、検察官側と弁護人側の経験値の差がもしかしてもものすごくあるのではないかと思いました。

ところで、普通の裁判ではこんな分かりやすい資料が出るんですか。出ないんですか。

○北村検察官

通常の裁判は、文章を記載した書面を出します。

○5番

だったら、裁判員制度向けの資料ということなんですね。分かりやすい図で書いてあるんで、こんなに見やすいのかって思ってしまうんですね。余りにも最初の段階でレベルが違うというか、提供のされ方が違うので、どうしても検察官側が優位である環境があるんじゃないかなと思いました。私は、最初、検察官は若いから大丈夫かなと思ったのに、完全に攻め込んでいました。だから攻める側と守る側ですね。守る側は大変だなと思いました。弁護人も頑張ってたよと思いました。

○祖父江弁護士

生のお言葉を反映させていただいて、弁護士が研鑽するように努めたいと思います。

○司会者

貴重な御意見ありがとうございます。進行させていただきます。

法廷で審理が終わりました後は、評議室に戻りまして、裁判員と裁判官が評議をいたします。ほとんど初対面の裁判員の皆さんばかりがお集まりいただいていることになりますが、評議室でのお話で御自分の意見をおっしゃるのに、なかなか話しづらかったとか、その点で、もう少しこうやってもらえれば意見が言いやすかったというところがありましたら、御指摘いただければと思います。

○1番

みんな初対面で、最初は確かにそういう雰囲気だったんですけど、その間に裁判官の方々が、上手に入って話を引っ張ってくださって、裁判長が時折いいタイミングで、いろんなことを発言して下さったりして、自然に誰とでも話ができるようにもって行ってくださって、会話がありがたくて話しやすかったと、私は思いました。

た。ごちなさとか緊張は最初だけで、時間が経つにつれ、審理が進んでいくにつれ、皆さん結構言いたいことや思うことをしっかり発言していたと思いました。裁判官の引き出しがすごく上手でした。上手に引っ張っていただきっていたと思いました。

○司会者

引っ張ってというと、何となく、こんな意見にしてくださいとお願いをしているように聞こえますが、その点はいかがでしたか。

○1番

そうではなくて、分からない部分の説明を、私達に対して、本当に一般の市民が分かるような説明という、補足がしっかりできていたと思います。先ほどから専門用語という言葉が出ていますが、そういうことに関して、いい具合にかみ砕いて、私たちが消化できるような状態で、情報提供してくださったので、裁判官の方や裁判長の説明がすごく良かったなと思いました。

○司会者

法廷では、結構、専門的な言葉や聞きなれない言葉が飛び交うんですが。

○1番

それをどうにかかみ砕いてくださって、何か飲み込みやすく理解しやすかったと思っています。

○司会者

言葉の点で言えば、裁判員の方も裁判官も、同じ土俵でといたしますか、理解を共通にした上で、中身の議論ができた。そういうふうに伺って、よろしいですか。

○1番

はい。緊張は最初だけで、後は皆さん、私も私もみたいな感じで、本当に有意義だったと思いました。

○司会者

評議の雰囲気について、守秘義務には抵触しない限度で、どんどんお尋ねしたい

と思いますが、他の方はいかがですか。2番の方、どうぞ。

○2番

裁判官の方が絶対に「ここだけは」というポイントだけは、ぴしゃっと言われて押さえてくださるので、こちらもそこを踏まえての質問もできましたし、動かさない部分というのは、そのまま受け入れるしかないんだなということを、きちっと押さえてくださって、あとは思った意見を交換できました。だから、それも聞きようによっては、差配されているようにとられるかもしれませんが、もし、それがなかったら、まともならなかったらと思うます。

○司会者

裁判長がそういう発言をするというのは、法律上、こういう考えでやるしかありませんというような、そういう場面だろうと思いますが。

○2番

決まり事って言うんですかね、そのような部分については、ぴしゃっ。余り拘束しないように提示はして下さったというんですかね。

○司会者

受けとめ方によっては、何か枠をはめられてしまっているような。

○2番

ただ、それをそういうふうにとるかどうかですね。それ以外については、自分達も思った事や感じた事を出せるって言うんですか、そういう雰囲気づくりは、強制されたとは全然感じませんでした。そういうくり方があるんだなというのを勉強させてもらいました。

○司会者

他の方は評議の場面で何かお感じになったか、いかがでしょうか。

○5番

裁判官と一票の重さが同じだったんで、ちょっとびっくりしました。裁判員裁判で、一般人の私なんか、専門的知識がないところで、完全に意見が流される可能性

が多分にあるのにもかかわらず、同じ一票の重さでいいのかなみたいなことについて、今でも考えます。

○司会者

最終的にどうやって結論にたどりつかれたのかは、お尋ねするわけにはいきませんが、やはり、法律では裁判官も裁判員も同じ一票で、票の重みは同じという形で御説明しております。実際の最終的な結論の決め方も、そのとおりだったというふうに伺っておきます。

○5番

多数決の仕方はすごく考えられたもので、同じ一票の重みなので、その多数決の考え方は、すごく合理的だなと思いました。考えられた末の一票の同じ重みにしているがために、そこまで考えられるんだなと思いました。

○司会者

評議の場面について、裁判官からのお尋ねはありますか。

○向井裁判官

裁判官の立場から質問させてください。評議の場面だと、裁判官から、こんな視点であるとか、評議の時のルールであるとか、こういう情報がありますと説明されて、評議をやっていくことになると思うんですが、その中で、例えば、裁判を見ながら、皆さんが気になった点や質問をちゃんと口に出して、言えたかどうかについて御感想としてはいかがでしょうか。3番さん、いかがですか。

○3番

そうですね、自分の意見は、まず言わせていただいたという、それを特に遮る雰囲気もなかったというふうに考えています。

○向井裁判官

気になる点なども含めて。

○3番

そうですね、どこまで話せたかを考えてみたんですけども、量刑等を考える時

に、ある程度データを参考にするかと思います。その時点で、大体こういう犯罪を起こした人は大体これぐらいの刑を受けているというのと、自分が考える量刑について、逆があるかないかというふうに考えています。その時に、自分の思っている量刑と実際過去に受けている量刑を比較して、自分の中で考えるというんですかね、というところはあったと思います。

○向井裁判官

ありがとうございます。5番さんは。

○5番

私のところも意見が尊重されて良かったです。例えば、裁判員から「えっ」と思うような意見も出るぐらいでしたが、裁判長、裁判官の方もそれ自体を無下にすることもなく、全ての意見が尊重されている雰囲気がありました。

○向井裁判官

それは、その全体の雰囲気が良かったということでしょうか。

○5番

裁判長と裁判官のお陰だと思います。そういう考え方もできるのかと思う意見が出て、それはこうだとかという決めつけの感じではなく、そういう考え方もありますねという感じで、それに対して、どう思われますかという感じで言うから意見が通らない感じではなく、自分の意見も尊重されているんだと思う中で議論していくという感じでした。その中で、だんだんと、周りから輪が小さくなって結論に向かっていくという感じでした。

○向井裁判官

司会の進行の仕方についてお伺いしたいと思います。6番さんは。

○6番

容赦なくじゃないんですけど、皆さんが意見を結構言われていて、それに対して、皆さん、それはそれはという感じで、裁判官の方も一緒に入って、なるほどというのがあって、そういう考えもあるのかというふうに協議できました。話し合いの場

だけではなく、裁判長の方と、プライベートではないんですけど、ちょっと話を振ったりとかいうこともあって、こっちも構えなくて意見を言えましたね。

昼休みに雑談とかも多かったです。

皆さん、開始30分以上前に来て昨日会ったばかりだと思うんですけど、皆さん和気あいあいでも裁判や評議の場面では目が真剣で、意見をしっかり言われていました。男性が多かったのが気後れするかなと思ったんですけど、そのようなこともなかったです。

○原裁判官

6番さんの担当された事件の法律的な問題についてですが、その説明の流れとしては最初は余り深く説明せず、だんだんと細かく説明していったんですが、分かりづらい所があったのかどうか、その点について御意見をお聞きしたいんですが。

○6番

それは際どい線だったとは思いますが。でも徐々に日を追って、これはこうなんだということを、すごく分かりやすく説明をされていたと思います。私には、すんなり入って行って、これはこっちの話だというような論点はちゃんと分かりましたので、皆さんそうだったのではないかなと思います。最後どうだったという話をする時は、皆さん、納得しないわけではなかったです。

○原裁判官

後出しというか、それだったら、もっと審理でこういうふうに言えたのにとこの感想が実はあったのかどうかと思い、お尋ねしました。

○6番

そういったことは、ありませんでした。

○司会者

弁護士から何かお尋ねしたいことはありませんか。

○祖父江弁護士

そうですね、評議の中で、常識に従って判断をしてくださいという話が裁判長か

らあると思うんですけれども、皆さんの常識と裁判官の常識はちょっと違うかなと思えたことはありませんでしたでしょうか。

○2番

6番さんが言われたように、昨日今日お会いした人ではなくて、和気あいあいと色々なことに対して、御自分の持たれている部分で、出せる範囲内のことについては、十分に出していただいた、勉強させていただけたなと思って、すごく感謝しています。

○司会者

この質問でお聞きしたいのは、皆さん方としては常識だと思っておられたことが、裁判官にしてみれば常識ではない、あるいは、逆に裁判官が常識だというふうに言っていることが、皆さんにとって全然、常識としては受けとめられない、そんな場面がございましたかという、そういうお尋ねですかね。

○祖父江弁護士

はい。

○2番

認めにくいことがありますよね。それは法律とか、そういうことに照らし合わせて出してこられることなので、やはり一般人の私としては、もっとそこを知って理解することが必要なのではないかなっていうことが残りました。

○司会者

2番さんの言っているのは、法律上はこうですよと言われれば、そうだったのかと思う場面があったということですかね。

○2番

突き詰めて言ったら、そういうことになりますね、はい。致し方ないことだと今は受けとめています。

○司会者

他の方、いかがですか。そんなことを感じられた場面とか。よろしいですか。

○祖父江弁護士

一つだけ、その常識に従ってということ、説明の中で、御自分の常識というものに関して、何か迷いというか、これは常識なのかなとか、常識的なことが非常に曖昧な言葉ではあるので、何か悩んだりとかすることはなかったでしょうか。

○5番

「常識に従って。」とかいう説明がありましたでしょうか。

○司会者

裁判員に選ばれた直後の最初に御説明します。簡単に、裁判のルールとか、そこでは常識に従って判断してくださいという言葉遣いはするんです。ただ、全ての事件で、そういう判断をしないとイケない場面に直面するとは限りませんので、皆さんの御経験の中で、何か自分の常識を働かせて、例えば有罪無罪を決めなければいけなかったとか、そういう場面があったとかどうかということはいかがでしょうか。自分の常識は本当にちゃんとした常識なのか、というような場面に出くわされたかどうかです。

○6番

子育てに関しては、それが全てじゃないですか。自分の常識を子供に教えて、子供がそれを常識とするか否か。自分が常識と思っていたのは親が教えてくれたという感覚ができていますので、常識っていうのは、各家庭それぞれ、人それぞれに違うんじゃないかなというのはありますね。ただ、一般的に常識っていうのは、机の上に足を上げないとか、そういう些細なことができてない人とかかなりいたりするので、どこまでという線引きはちょっと難しいのではないかなと思います。

○司会者

最後にお一人ずつ、これから新しく裁判員になられる方に向けて、お気持ちを語っていただければと思います。簡単で結構でございますので、お一人ずつ伺いたいと思います。それではまた、順番で1番の方からお願いいたします。

○1番

最初その通知を受けた時に、戸惑いの中で、仕事をどうしようかという思いから始まり、息子の国民の義務だろうという言葉に押されて、参加させていただきましただけども、本当に、語り尽くせない言い尽くせないぐらいの多くのことを学ばせていただき、貴重な体験をさせていただき、戸惑いから感謝に変わっていました。だから、それを多くの方に体験してほしいと願っております。

ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございました。では、2番の方、お願いいたします。

○2番

胸張って、裁判所からの封筒を受け取ったらチャンスだよって、お勉強するチャンスだから大いに参加しようと思いたいです。自分に不都合があれば、それを読んだ時点で、裁判所へ連絡して自分はこういう都合でということをはっきり伝えればいいことなんだから、初めから身構えなくていいと、そういうふうに今はお伝えしています。

○司会者

ありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

○3番

環境が許すようであれば、参加されたほうが良いというふうに考えます。人生が劇的に変わるというわけではないですけど、自分の人生にも明らかな変化をもたらしてくれるものなのかなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございました。では、5番の方、お願いいたします。

○5番

通知が来た時、戸惑いを覚える方が多いのではないかと思いますけど、自分のためにもいいんじゃないかとずっと思っていました。終わった後に、自問もしていましたので、やはり、天から来ていると考えていただいたらいいんじゃないかなと

思います。裁判員として従事できるというのは、自分の中で、人としてのあり方みたいなものを考える、本当に貴重な体験をさせていただいたなと思って、本当に感謝しています。私でもできたので、自分自身の身の丈でいいですから、担って頑張っていたきたいなと思います。以上です。

○司会者

ありがとうございました。最後に6番の方、お願いいたします。

○6番

周りのみんなが通知の封筒がくることを嫌がって、来なければいいのにと感じでした。来たらどうしようって。「来たよ。」って言うと、「え〜」って言われて、みんながみんな、「断れないの」、「絶対やんなきゃいけないの」と言って、そういう恐怖の封筒みたいでした。私は、実際に来てみて、やってみて、そんなことはないよというのは感じました。

ただ、精神的なアフターケアをしますという書面は、裁判員に選任された後の話し合いの時にいただいたんですけど、それこそ一番もらいたくなかったものだったんですね。精神的なケアってあるんだ、あるんだよという、そのお知らせは後出しではなく、最初から裁判所の通知書の封筒に入れて欲しいなと思いました。実際そういう不安がなければ、やるべき。やってみて、経験を積んで、考え方を变えていって、胸張って、私はやったんですよと、今でも言えます。だから、怖がる必要はないし、やってもいいというふうには伝えたいです。

○司会者

最後に、封筒に入れて欲しいとおっしゃったのは、裁判員に選ばれた後、メンタルヘルスのケアの御案内を差し上げましたけど、あれを候補者になりましたよという時から封筒に入れておいて欲しかったということですかね。

○6番

そういう説明は口頭でもらって、欲しい方は個人でもらいに来てくださいという説明のほうがまだいいと思います。こういうのがあるからこうなりますよみた

いな通達みたいな感じがします。

○司会者

あまり手際よくやっていると、本当に使わなければいけないのかという心配があるという御意見ですね。

○6番

そこまで負担があるのかと構えてしまいます。

○司会者

記者の方、質問していただいてよろしいでしょうか。

○朝日新聞社

一つだけ質問がございまして、皆さんが、この制度に関わる前と、関わった後、これで一番変わったものですね、先ほどのお話の中で3番の方は、変化をもたらしてくれたものだとおっしゃり、5番の方は、人としてのあり方を考えるという御発言がありましたけれども、何でも結構です。日常生活の中のどんなささいなことでもいいので、一番変わったことを、3番と5番の方の先ほどの言葉の内容を少し具体化してもらうということでお答えいただけないでしょうか。

○3番

そうですね。余りいい話ではないのかもしれないんですけど、私達の意外と身近な所にそういった犯罪とか、そういうことが起きているんだなど、電車とかの通勤でいろんな人と行き違いますが、その中にも、そういうことを起こす人がいるかもしれない、そういうことを考えるようになりました。

○朝日新聞社

どうもありがとうございました。5番の方、お願いします。

○5番

私の場合、変わったというよりか、確信したという感じですかね。何度か誠心誠意という言葉を使っていますが、とにかくまっとうに生きて、一生懸命頑張って、そういう人にはおそらく、いろんな人の味方がついてまわるといって、そのところ

を、やはり信じていいんじゃないかなということです。だから、この経験を子供たちにも伝えないといけないし、あなた達も一緒に頑張ろうねって、言葉で伝えたいと思います。

○朝日新聞社

どうもありがとうございました。

○司会者

それでは、意見交換会をこれで終わらせていただきます。

どうも、皆さん、ありがとうございます。